

第3回山形県景観審議会議事録

- 1 日 時 平成20年4月11日(金)14時00分から16時00分
- 2 場 所 山形県自治会館 4階 401会議室
- 3 出席委員 相羽委員、石川委員、伊藤委員、小山委員、志村委員、中村委員(会長)、沼田委員、日原委員、堀委員、宮原委員、山畑委員
- 欠席委員 岩鼻委員、半田委員、前内委員、宮城委員

- 4 新委員の紹介 山形河川国道事務所 前内永敏所長が新委員となった。

5 報告

(会長)

議事次第に従いましてはじめに報告がありますので、事務局からまとめて説明をお願いいたします。

(事務局)

「景観計画スケジュール」、「パブリックコメント等の結果」及び「平成20年度景観施策の展開について」に基づき説明(略)

(中村会長)

パブリックコメントに関しましては、先ほど報告がありましたが、それに関して事務局では、どのように応えるのかお聞かせ下さい。

(事務局)

パブリックコメントへの対応については、ただいま検討中でございますが、たとえば方針については、可能な限り分かりやすい表現やイラストなどを盛込んで親しみやすいづくりを心がけていきたいと考えております。

基本方針にふるさと自慢の景観マップ等を作成してはどうかという意見については、地域の個別課題の部分が相当大きいのでワークショップ等の中で検討していきたいと思っております。

基本方針や景観計画を策定した後の具体的な景観施策に関する行動を示してほしいという意見については、景観形成を契機とした地域づくり・まちづくりのモデル事業の実施を考えています。

条例は7月1日施行ではございますが、それまで準備をし、市町村と一緒に連携しつつ動いていきたいと考えています。

眺望景観の主要な視点を主要な道路以外に市街地の中に視点を置いたときの眺めも大事ではないかという意見については、県もそのように考えております。これについては、条例で定めた眺望景観資産という制度が市街地の景観にも対応していますので、これを活用していきたいと考えております。

基本方針にある「図で見る山形県の景観特性」に視点場を追加してほしいという意見については、眺望景観資産という制度の中で、視点が定まりますのでその周辺ということで視点場に代えて視点で明示できると考えております。

景観計画については、基本方針との関係が分からないということでしたが、基本方針は県全体を対象として作っております。そして景観計画の中の基本方針は、あくまでも県の景観計画の対象エリアの部分ということで考えております。

また、県の景観計画について、市町村連携や市町村計画との整合性が図られるかという意見に

については、市町村が景観計画を策定するときに県に協議をしていただくことにしていますので、その協議を通しまして、当該市町村の自主性や独自性を大事にしつつ、整合を図りたいと考えております。

景観計画の景観形成基準の基本事項に田園景観との調和を追加してはどうかという意見につきましては、基本事項の次の周辺景観との調和のところに土地利用の秩序を図るものをまとめて書いております。その他、景観計画の中でも田園景観の重要性については書いていると考えております。

眺望景観の主要な視点に河川があるのではないかという意見について。山形県は河川についての思いが相当強いと考えております。県土景観の特徴にも載せていますし、具体的には景観形成重点地域の指定を視野に入れ、河川景観の保全の強化などに取り組んでいきたいと考えております。

(中村会長)

いかがでしょうか。それではほかにお気づきの点ございますか。

(堀委員)

「平成20年度景観施策の展開について」について御意見申し上げます。

景観形成の5つの柱として、1.地域づくり・まちづくり、2.普及・啓発、3.屋外広告物、4.規制・誘導、5.公共事業を掲げていますが、これは全国でいま作っている各県の景観条例と比べてみると非常に特徴があります。

多くの県はだいたい4を中心とした内容となっています。

規制で高さや色を規制するもので、これが多くの景観計画において大事な内容とされています。

規制というものの本質は、ひどいことが起こらないようにしようというマイナスの軽減という思想です。

大きなマイナス点が出ないようにするというので、それなりに効果がありますが、プラスの積み上げということになりませんから、こういう規制だけで県の景観がよくなるということは起こらないと考えます。

山形県の5本柱を見ると、1と5というものが強い柱として入っている点が非常に大きな特徴であります。

ここを強く施策として出していくことが他県との差別化とすることになると考えます。

大変評価しますし期待しております。

また、例えば4のマイナスの軽減にしても、実効あるマイナス軽減策にできるかが、課題だと考えます。

規制すればそれでよくなるということはありません。

例えば日本で一番厳しい規制を長くやっていた実績があるのは国立公園の特別地域ですが、効果があったかということ必ずしもそうではありません。

規制というツールを持ってばうまくいくかと言えば、決してそんなことはなく、実効あるマイナス軽減策になるかという点をこれからぜひ詰めていただきたいと考えます。

また、プラスにしても地域づくりの整備も結構ですが、これが本当に実効のあるプラスになって、「なるほどこれはいいな、いいものができた」というふうになるかどうかは、その実効ある策が具体的に打てるかということが正念場だと思いますので、ぜひそこに次のターゲットに定めて、一層努力していただけたらと思います。

(中村会長)

ありがとうございました。規制だけではなかなか元気が出ないところがあります。特に地域づくり・まちづくりで、今一番問題になっているのは中心市街地の活性化の問題だと思います。

そうしたことは景観と切り離せない問題ですのでぜひ押し進めていただきたいと私も思います。

(事務局)

特に中心市街地の問題は非常に大きな問題になります。

今土木部でも、単に商業の活性化ということでなく、まちなか歩きや、まちなか巡りなどをやるということ、これらについても景観と関係していますので、中心市街地についても新しく、中心市街地の活性化制度というのを県独自に作りますが、国がやるような大きなところだけでなく小さなところも対象にしております。

また、先ほど堀委員のほうからお話があったように、やはり普遍的な美しさというのではなく、観光や、人に来てもらうということを考えると、山形らしい風景をどうつくっていくかということについても力を入れながら、いくつかの市町村と協議し、モデルを組み立て、個別に委員の方にも御指導いただきながらやっていくことも検討しております。

規制については、手直しする場合、共感が得られるように山形の景観政策が見えるように早く作り、県民に語りかけていけるように全力をあげていきたいと思っています。

(中村会長)

事務局の今の話に関連しまして、まちづくりは広い概念ですが、法定都市計画だけに限って見ても、法定都市計画の行為と景観は非常に密接な関係にあり、事実上、景観審議会だけでは片がつかないようなことがたくさんありますが、最終的には都市計画決定しなくてはいけない問題もあるのだと思います。

いくつかの自治体で私が聞いたのは、都市計画審議会と景観審議会を一部合体させてしまったというところがあるように聞いております。

確か小田原で実施しております。連携がなかなかうまくいかないということで、一緒に開催しているのだと思いますが、将来の課題として、合同審議会を動かしたときにいろいろ行政上の齟齬が生じることがあるかもしれませんが、合同開催についても少し視野にお入れになるというのも一案と考えております。

(日原委員)

「平成20年度景観施策の展開について」の景観形成の5本柱の公共事業についてお聞きします。

整備というのは少なくとも今まである既設の物の整備だと思われます。

新しく造るということではなくて、改修など、今回の条例に合うように直していくということなのでしょうか。

(事務局)

二つの意味があるのとらえております。

例えば今度から県の予算に特別枠、元気枠というものを作って、たとえば橋梁などの保守点検、あるいは塗装の塗り替えを百何ヶ所で始めます。

全部塗り替えるわけではありませんが、塗り替えるのであればやはり少し地域の特殊性を出すとか、歴史的なものであるのならそういったイメージの色にすることもあると思います。

新しいものを造るというようなものだけではなく、ストックについて、たとえば案内標識など、全体の雰囲気やまちなみなどと合わせるということを進めていきたいと思っています。

公共施設は、公共施設の周りを含めて整備されることが望ましいと思います。新しく造るだけでなく当然改修というものも含めるということです。

(日原委員)

橋梁はそうかもしれませんが、景観の中で一番センスのないのが、箱物、いわゆる公共の市庁舎といったものです。中途半端にマニュアル化された古い建物であったりして山形らしさが出ていないのが多いのです。そういったものに対する配慮はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

非常に重要な点を御指摘いただいたのですが、たとえば直江兼続が来年大河ドラマの主人公に

なりますが、米沢では県営住宅を作る話があり、これまでですとPFIということで、安かろうというふうな点で進めてやっておりましたが、今回はこれについても米沢らしさ、米沢の人が自慢できるような、あるいは「あれ、いいよね」というふうに言われるようなものをいま建物についてもやろうとしています。

限界はありますが、せっかく造るのであれば、東京にもある、あるいはどこにでもあるというものではなく、らしさを出すためにPFIという手法ですが民間の方にも知恵を出してもらい審査委員会をやろうと思います。

その他に県産材を使うということについても、せっかく条例ができましたので、やり方を変えていくということにしていますので、その時が来ましたら御提案させていただきたいと思います。
(中村会長)

ほかに何かございますか。

(小山委員)

20年度の景観施策の展開というところなのですが、5本柱の1の地域づくりのところのモデル事業について、具体的なものが県のほうでは出ているのでしょうか。

まだ市町村のほうには相談していないということでしょうか。

(事務局)

はい。まだ直接市町村には相談しておりませんが、2以上の市町にまたがる区域のモデルのイメージは、長井と白鷹です。

そして合併した市町村の広域的な区域のモデルのイメージが鶴岡市でございます。

大山地区と鶴岡市の中心部と、それに旧羽黒町を結び付けられないかと考えております。

2以上の市町にまたがる区域のほうのイメージについては、長井舟番所や舟道や桜の名所などがあります。

そういったものをつなげ、さらに西の葉山と田園がちょうど最上川に沿って、西から東へ傾斜しているという美しい景観がありますが、これらをつなげられないかと考えています。

(中村会長)

今日は審議がこれから2つございますので、そちらに入りたいと思います。

よろしく願います。

後ほどまた戻って全体を審議していただいたらよろしいかと思しますので、とりあえず報告のほうはこのような形で、審議のほうに入りたいと思います。

それでは一括して説明をお願いします。

(事務局)

「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針及び山形県景観計画の見直し点及び事務局の考え方(案)」、「基本方針(案)」及び、「山形県景観計画(案)」を説明。(略)

(中村会長)

ただ今、御説明がりましたが、今日は3回目ということなので、2回目に出した資料との違いの部分だけ御説明があったということですが、一度部会のほうで審議され変更した部分についても御説明願います。

(事務局)

1回目の審議会での御意見と、もう少し細かい部分として先ほどの眺望景観の話や、あるいは色彩について意見が出て、ある程度方向性が出せた結果を今回の「基本方針(案)」、「景観計画(案)」という形で提出しています。

(中村会長)

それでは、特に今日御説明があったところを中心に御議論いただければと思います。

堀委員が先に御退席ということなので、何か御意見を願います。

(堀委員)

「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針及び山形県景観計画の見直し点及び事務局の考え方(案)」の中で主対象固定型に視点 - 主対象固定型を保全対象に加えるということだと思えますが、主対象固定型というのは、視点がどういうイメージのことですか。

1の主対象固定型と2の視点 - 主対象固定型は、何が違うのかわかりません。

視点主対象固定型は、視点を限定してしまうというのはよく分かりますが、その違いのことでしょうか。

視点を不特定多数とか多くしないで、多くすると規制が大変になってしまうので、これを限定して、ある視点からだけの景観を考えていこうというのが視点主対象固定型でしょうか。

(事務局)

資料の「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針及び山形県景観計画の見直し点及び事務局の考え方(案)」と「山形県景観計画(案)」をご覧ください。

主対象固定型と言いますのは、「山形県景観計画(案)」に書かれている山の主たる眺めを対象にするというもので、視点は国道、高速道路、県道を視点にするわけですがけれども、届出された行為がどこに建築されるかというのは今のところ分かりませんので、「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針及び山形県景観計画の見直し点及び事務局の考え方(案)」の図でいうと、例えば図の1のところへ届出の行為が出てきた場合には、山は固定して、山と届出行為のものと結んでそれを延ばして道路と交わったところが視点になります。

視点 - 主対象固定型は、届出がどこに出ても対応できるものになります。

視点 - 主対象固定型は、その山を眺める視点の中でも特に重要なところの視点を固定し、視点と主対象の両方を固定する眺めです。固定視点だけに適用する景観形成基準を作れるというような仕組みにしたところに違いがあります。

必ずしも主対象固定型のほうは、その道路上の視点というのがその対象とする山の眺めの重要な地点になるとは限らないわけですが、せめてその山頂だけは守りたいという意味で、視点を線上に設定しています。

(堀委員)

本質的には一緒だと思うのですが、何が違うのか分かりません。

(事務局)

視点というものを道路端での高さ1.5メートル、いわゆる成人男子の目線から、たとえば月山を眺めたときに仰角が5度とか6度とか、そういうふうな線を引くことができます。

ある任意の位置に建設物を作るときに、眺望線を引くための視点と眺めの主対象が「景観計画(案)」別表2に書いてあります。

そして先ほどの固定された視点は、具体的には別表2には載っていません。

「景観計画(案)」の4ページを見ていただきたいと思います。

景観計画(案)の第3の4の(1)(2)(3)が規制または措置の基準という形で考えておりますが、(1)は、先ほどお話した別表2による考え方です。(2)は景観形成重点地域ということで特定のエリアを限定して景観形成基準を別に定めるということにしています。

また、(3)に眺望景観資産を指定した場合ですが、この場合は、最初から視点が固定になります。

主対象と視点の関係があるので、別にそこに何も建設行為がなくても、そこに眺望面を作ることができます。

ただ、これはその景観資産を決めていかないといけないということで、今後そういったものを選んで、たとえば鳥上坂の部分から見た置賜盆地というところを選べばそれが(3)で取り扱い、別途そこでの景観形成基準を作るということで、別表2によらない仕組みにしたということでございます。

固定視点での景観形成基準作りは、これからの取組みという位置づけになっております。

(堀委員)

眺望景観のほうは全ての行為に対して視点を指定するわけですね。

ここA地点から見たBを守りましょうといった具合ですね。

その場合に阻害を引き起こすようなものを、全部丁寧にとっていきましょうということですね。あるいはできないようにするわけですね。

それは分かりますし、主対象固定型と視点 - 主対象固定型は基本的には同じですね。

ただ、だから何を実効ある規制対象にしていくかと言うと、私は阻害を引き起こすものは丁寧に取っていけばいいと言いましたが、実際には取れないですね。

たとえばガードレールを取るわけいかにできずし、防雪柵をどうするとか、いろんなこと起こります。

いま言ったように、ガードレールなど安全性にかかわるものは取ることはできません。

「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針及び山形県景観計画の見直し点及び事務局の考え方(案)」の説明ですと混乱を引き起こすような気がします。

先ほど日本で一番ずっと歴史がある厳しい規制が国立公園の特別地域だという話をしましたが、これは昭和9年に国立公園ができて、戦前まで何をやっていたかと言いますと、ここから見える、あるいは、この道路から見える、あの山が大事なので、その間にあるものに厳しい規制をかけることをしてきました。

これは、全くうまくいけなくなったので、今のようなシステムになったという経緯があります。それはなぜかと言うと、まず道路の線形が変わったときに基準に合わなくなるということが起こっていたのです。

行政の平等性・一貫性から考えると細かく基準をそれぞれに決めるとするのは現実的に無理だと思います。

例えばここから見たときに、「あなたの敷地がかかってしまうから、あなたのところの建物は3メートルしか出せませんよ」ということが起こります。

「でも隣の人が13メートルでもいいのに、何で私のところが3メートルなのか」という不満が必ず出てくると思います。

しかも、それがちょっとした道路改良で、線形がすぐ変わってしまう場合もあります。

平等性・一貫性から、だいたいこの辺はこのぐらいだというふうに決めていくしかありません。

合意形成の難しさには、歴史的な経緯があります。

だからこうやって細かく決めれば決めるほど、時間の経過とともに矛盾を引き起こし混乱ということは起こります。

これに対する対応を、つまり先人たちの苦勞を、一度洗い直して、工夫をそこに加えておかないと、なかなかそううまくはいかないという印象があります。

あと例えば13メートルの根拠は何でしょうか。

13メートルであると、いま言ったような景観が保全されるのでしょうか。

そのあたりの理論武装は大丈夫ですか。

13メートルという数値は、全国で使われている基準ですけれども、この13メートルはどうやって決まったかご存知ですか。

13メートルというのはどういうふうにして決まったのかをお話しますと、いま言いましたように、日本で一番厳しい規制が設けられた国立公園において決められたものです。

国立公園の規制の根本の主張は、日本の美しい森林風景を台無しにしないことです。

日本の森林というのは、現地に植わっているのは、木の高さが平均14メートルなのです。

従って木の上に屋根の天端が出ないように1~2メートル下げた基準としています。

これを森の中に隠す必要があるのです。

しかし、これは森の中に人が住む場合の話です。

まちの中の場合、基準は、本来は13メートルというものが定まってきた歴史的な経緯の話としますと、必ずしも13メートルなくてもいいのです。

こういう規制や手段というのは、ある思想の目的が一人歩きするのが一番危険です。

ぜひ山形はほかと違って、日本一の景観計画を作ってもらいたいので、きちんと説明が隅から隅までできるようにしていただきたいと思います。

(中村会長)

今のことに付け加えて、質問を重ねますが、この眺望景観の話は、景観の形成のイメージを作るときに、最近よく使われる方法なのですが、通常は眺望景観というのは視点 - 主対象固定型を言います。

視点を固定して特定のランドマークに対して眺望を確保するという意味で、京都などでやっているものです。

山形でやろうとしているのは視点を固定しないで視点をちょっと動かす場合を想定するというのが視点 - 主対象固定型の場合になりますね。

これは視点固定型ではなく、路線視点型というべきものかと思います。

今の堀さんの意見は、こういう路線型になった場合は、話が非常に複雑になるので、こういうやり方ではなくて一律に高さを決めたほうがむしろ簡単でいいということですか。

(堀委員)

そうですね。

先ほど最初に話しましたように、規制というものが何を狙うのかということにかかってくると思います。

とてもひどいことが起こらないようにするというのであれば、簡単にしておいて、これ以上は絶対困るよというほうが分かりやすいと思います。

丁寧にやればやるほど複雑になって、審査する側の力量も試されてしまいますし、なかなか難しくなってくると思います。

(中村会長)

路線型の場合は、確かにやりにくいのですが、さらに問題があるとすれば、山という特定のランドマークというのが想定しにくい場合もあると思います。

盆地を取り巻いているような場合も想定すると、対象項目は線上のものでし、見るほうも線上のほうで、それを合わせて考えると訳が分からなくなってくると思います。

なるべく簡単なほうがいいと思います。

視点を固定する方は、わりと話が簡単で分かりやすいのですがどうなのでしょう。

(堀委員)

眺望景観でない景観というのは、どういうことを想定されますか。

眺望景観でない景観はどのような景観ですか。

全部眺望景観というふうにしていませんか。

(事務局)

眺望景観資産はまさしくこれから選んでいくということで、山形を代表する、たとえば文翔館などを眺める固定視点は、これから選ぶこととなります。

(堀委員)

では眺望景観でない景観はどのようなものですか。

普通は先ほど高い視点から見晴らしのいい峰の向こうにそびえる山を見るというのは眺望景観となります。

まちなかからその建物を見る、まちなみを見るというのは普通、眺望景観とは言わないと思います。

しかし資料を見ると、そういうものを眺望景観と言うようなので、では眺望景観でない景観は、どういうことを意味するのでしょうか。

すべてが眺望景観であるなら景観と言うのと一緒ですから、眺望景観と言わなくていいわけです。

眺望景観とはどういう景観をイメージされているのか、想定されているのか、眺望景観でない景観とは何を示しているのでしょうか。

言葉の使い方が基本なので、そこの整理をお願いしたいと思います。

(事務局)

条例を作るときに、やはり一つの定義をしなければならないということで、眺望景観にしたということがあります。

委員が言われたように、言葉の整理をさせていただきたいと思います。

ただ、いま言ったような形で、条例を作るときに、ある程度学術的な部分もあるかと思いますが、条例上の言葉として一応使ったということです。

次に主対象としている山岳ですが、これは県土計画ガイドプランをベースにしています。

どこまで眺望を守らなければならないかということで、山脈などを形成している場合の考え方ですが、基本的には主な山岳の頂上ということにしております。

そのため、主対象が動くということは基本的にはなく、一点だということで、そこに建物の申請があれば1対1で自動的に視点も決まるという考え方をしております。これはできるだけ勧告を判断する場合にシンプルにしたいという狙いがあり、景観計画の基準の中にそういった考え方を取り入れたわけです。

ただ、前回の審議会でありましたように、そういう考え方は一般的ではないという認識ではありましたが、一般の基準の部分に加えて、今後審議会に諮って決めていくことになりませんが、眺望景観資産という視点も加えるということで、二つの基準を並行させてやっていきたいということでございます。

それから先ほど13メートルについては委員御指摘の通りですが、それに加えて大規模建築になる木造建築の考え方が13メートルということで、そういった木造の在来建築の考え方も踏まえて決めたものです。

ただ、これは既に規則という形で公布しております。

このことについては、昨年と一昨年に景観形成検討委員会で、委員長として堀委員からも参加いただいて、この13メートルという基準を決めてきたという経緯もあります。

(相羽委員)

今の連峰の話は、ピークに単純化するというところで部会でもどうするのかだいが議論したのですが、連峰などもピークでやるということで話が分かりやすくなったというふうに、私は理解しております。

「基本方針(案)」の「図で見る山形県の基本方針」の「(4)県が保全すべきと考える田園景観」の図がもう少し大ざっぱでいいのではないかと思います。

そして「基本方針(案)」の県土の景観特性の社会的特性の交通のところ、良好な景観が得られる鉄道沿線というのが書いてあるのを見ました。

「景観計画(案)」の別表2では、鉄道が視点に設定されていません。それで鉄道をどうするのかと思いました。

また、景観計画の変更をするときは、基本方針のほうで鉄道の眺めは大事だということを重視した上で計画のほうに反映して、この基準別表2を直すのでしょうか。

この辺は今後の検討だと思いますが気になった点です。

それから中村会長のほうからも意見がありましたが、実効性の担保のことです。景観法では届出があった場合は30日以内に勧告等を行うとあります。

ただし調査をしなければいけません。

さらに変更命令を行おうとする場合は、期間の延長を90日まで延ばせると景観法に書いてあります。

その対象は景観計画、つまり県の条例でやる景観計画に位置付けられたものということですから、景観法に基づいてそれができることになります。

それを使えば、要するに業者が変なものを持ってくと最大で90日まで確認ができるということになります。

そこをうまくピーアールして、届出行為に問題がある場合90日まで延長できるというのが景観法にありますから、90日まで業者に調査を要請したりして、うまく使えば実効性のあるものになるのではないかと。要するにそうなる前に相談しておかないと、へたをすると確認が3ヶ月も伸びてしまうことになりかねないということです。この仕組みをうまく使うと実効性があがるのではないかと思いました。特にこの実効性に関しては中村会長がずっと心配されておられて、確認申請が通ってしまうときに、早く建ててほしいという案件はどうするのかという話は、その辺りをうまく活用できるといいと思っております。

(中村会長)

実効性とおっしゃったのは、確認申請との関係の話ですか。

(相羽委員)

はい。

景観形成基準にあわない限りは、確認が受理されても作れないですね。

(中村会長)

確認申請が通ってしまうと、それはもうどうしようもないでしょう。

(相羽委員)

こちらでいくら審査中でも駄目ですか。

(中村会長)

そのことについて、この間少し議論したのですが、期間内の建築指導のほうと連携がうまく取れていて、確認申請をストップできるような仕組みになっていけばいいですが、私はその辺が納得いかなかったので、この間議論したわけですが、それはどうなのですか。

(事務局)

最初に鉄道の件です。「景観計画(案)」景観形成基準の保全対象眺望景観の視点に鉄道がない点については、鉄道敷に入って眺望を守るかどうか確認が必要になりますが、普通は鉄道敷きに入れないことから今回はずしてあります。確かに車窓から見た風景というのは大事だというのは分かります。

視点から主対象への眺望確保の確認は、実際に仰角というのはそこにトランシットとかを置いて見ることができますし、審査もしやすいという観点で基準にしています。

大事な点は、全てではありませんが、鉄道と国道はほとんど並行しているということです。

鉄道沿線と、国道が完全にオーバーラップは当然していないわけですが、主な路線が並行しているところが多いということで、今回はより分かりやすいという形で、国道等の道路に限定させてもらったということです。

それともう一つは、これは会長のほうからも御指摘ありましたが、山形県でも初めてこういう届出制度をとるということもあり、随時見直しておくという視点が大事だと思います。

先ほどの眺望景観も確かに鉄道からの眺めもありますが、実際はどのような規制ができるかという部分で検討し、今回は見送った経緯があることと、国道と重複していて、同じような視点が得られるということです。

もう一つは、今言った視点も踏まえて、今後届出の事例を踏まえて、計画の中にも見直していくというような項目を入れておりますので、あくまでも今回なぜ国道だけにしたのかということ

は、国道は骨格としてそこに位置付けられているもので、そして県外の方からみても、特にその交通量が多いところという視点で選び出しています。

それを県道など全てにすると、それこそ複雑になってきて分かりづらくなるということで整理させていただいたという点と、先ほどの鉄道については、鉄道の景観というのは大事だと思っておりますけれども、先ほどの理由で今回は割愛させていただいたということです。

(中村会長)

視点としては、鉄道というのは非常に重要であることは間違いありません。

やはり、将来はいろいろな方向にお考えになるほうがいいと思います。

鉄道を除外する理由が、あまり見当たらないと思います。

それに関連して、ここでいう路線型の視点というのは、山形県独特のもので、それは結構だと思っておりますけれども、それを阻害するものとして建築を前提にしていますが、看板はどのようなのでしょうか。

将来、看板の規制をいづれやらなくてははいけない。

路線型の視点を指定したら、当然、建築だけではなくて看板についても、何かおっしゃらないと筋が通らなくなります。

(事務局)

いま会長が御指摘の屋外広告物は、実は山形県ではかなり規制が進んでおり、高速道路と観光道路については両側500メートルが原則掲出禁止になっています。

ただし、国道は入っていません。

広告も単なる規制なのか、ある程度誘導型にするのか、さまざまな視点があるかと思っておりますので、今後の課題としたいと思っております。

それから、届出の審査期間を90日まで延ばせることになっていますので、実効性のあがる工夫をしていきたいと思っております。

また、建築確認との関係については、今回の景観の届出が各総合支庁の建築課になっていることから、そういう意味では、同じセクションで確認と景観の届出を扱うので、連携はかなり取れると思っております。

そういったことで我々としては連携して、一体としてやれるような工夫をしていきたいと思っております。

建築確認申請も前回いろいろ議論になりましたが、一番問題になっているのは、県外の民間の確認機関が確認を行う場合に、窓口が異なるという点です。

これについては、民間の確認機関は限定されていますので、山形県はこういった基準で景観をつくっていくということを、あらかじめ周知をして、できるだけスムーズに運ぶようにしていきたいというふうに考えています。

(中村会長)

県外の場合は、要するに間に合わないということですね。

(事務局)

基本的に法体系が違いますので、建築確認申請が下りれば当然建てられるわけですがけれども、建てるにしても、こういった山形県の条例をちゃんと考慮した上で建ててほしいと、設計してほしいというようなことをピーアールしていくという方法をとりたいと思っております。

(中村会長)

そうすると、間に合う場合はどうするのですか。

審議会から意見を一応言うわけですね。

(事務局)

県外の民間の確認審査の場合は、確認が終わってから県に報告がくることになっています。

(中村会長)

ということは、間に合わないということですね。

(事務局)

間に合わないので、県外で確認する際に、当然山形県の条例もちゃんと考慮してもらえようをお願いするという形になると思います。

(中村会長)

県外の民間事業者に対しても、あらかじめこういう内容を伝えておけばいいわけですね。

(事務局)

ただ、確かに建築確認する場合に、行政でやっている場合と民間の場合がありますが、山形県内で建てることは事実ですから、民間のほうに、こういうような条例があるということを周知徹底をしていく必要があると思います。

いずれにしても、建てられる方から、精神的に、社会的に守ってもらえるように、また建築業者からも守ってもらえるようにやっていこうと思います。

(中村会長)

なるべく周知徹底して、その網に引っかかった建築主に対してこういう条例に抵触しますよということを言ってもらおうということですね。

言ってもらって、許可はどうするのでしょうか。

言うだけでしょうか。

どこで許可が下りるのでしょうか。

(事務局)

確認の場合は確認で終わってしまいます。いつも悩ましい問題ですが、建築確認という制度そのものは、必要最小限度の基準が満足すればそれで確認が通ってしまうものです。

そのときに景観行政がどうするかというのがいつも問題になるのですが、今回については一応条例という形になっていますので、こういうような条例があるということをよく周知徹底して、それでも守っていただけないことがあれば、その状況についてどうしてそうなったのか明確にするようなシステムにしたいと思っています。

開発許可の場合は許可ですから非常に楽なのですが、確認の場合には、もう少し研究が必要ですが齟齬が生じないような形に、もう少しシステムを組まなくてはいけないと思います。

(中村会長)

景観審議会の第1回のときに申し上げましたが、ほかの自治体でやはり同じような問題が起きています。

この条例の手続きに従って案件が審議会に上がっていった、当然景観審議会は景観の条例に従ってそれを審議します。

どう考えても不適切であるという結論を出したとすると一方では確認はもう下りってしまったということですから、一種の矛盾が起きます。

矛盾が起きて、景観審議会がそれに対して妥協的な案を出すということは、別に義務付けられているわけでもないから、不適切だという結論を出すことになるわけです。

そうすると、市長さんはすでに確認申請を下ろしてしまったという矛盾が起きます。それぞれ情報は公開されていますから、これは矛盾しているのじゃないかと市民から言われたときに、どう答えるのかと思い非常に心配しています。

それは宿題として検討しておいてほしいと思います。

(事務局)

これは非常に悩ましい問題で、ただこれをどういうふうやっていくか、特に市町村長さんはいずれにしても景観行政を進める団体でもあるし、建築確認をする人でもあります。

同じ人の判断になりますので、これらをどうするかというのは、いつもこの問題は悩ましい問

題ですけれども、運用のなかでどういうふうにするかということをもう少し検討させてください。

(中村会長)

宿題にしてください。

検討しなければいけないことです。

(事務局)

分かりました。

検討してご報告いたします。

(小山委員)

その点に関してですが、今まで景観の県条例というものが山形県になかったものですから、確認申請だけでしたが、今回景観条例が制定されましたので、条例も遵守しなければならないということになります。

確認を取ることと条例に違反しないようにしなければならないということになりますので、その辺はもう話をとにかく公表して流して、条例違反にしないようなことで確認申請を取ってくださいという形にするのがよいと思います。確認申請も建築基準法が最低のラインであって、各県で建築条例の中に景観に関する規程を制定するなどすれば、市町村のほうでももっと厳しくできます。

それをクリアしないと確認申請が取れないということになります。

(中村会長)

可能だということですか。

(小山委員)

はい。

条例をクリアした内容で確認申請を受けるとということになります。

(中村会長)

そういうことに、実際なるわけですか。

(小山委員)

はい。

条例ができれば可能だと思います。

(事務局)

少し研究させてもらいますが、要するにこの条例による強制力の問題だと思います。

これを守られなければ強制執行しますという形であれば、それは違反が見つければ強制的に是正できます。

ただ今回の条例は勧告するとか、氏名を公表するとか、それはちょっと弱い形になっていますから、その辺りでどうするのか、実際にどうするのかというのは、少し研究させていただきたいと思います。

ただもう一つは、市町村における強い意思という、これは建築確認を止めるというのもよくやっている話です。市長村において、確かに法律違反であろうが何であろうが、景観はこういうふうな条例があって、それに基づいていないということであれば建築確認を延ばすということはいくらでもありますから、市町村ともよく連携をとりながら、具体的にちょっと名前を公表したりとか、勧告ぐらいでは、突っ走っていかれてしまうことがどうしてもありますので、その辺りを研究させていただきたいと思います。

(中村会長)

7月にこの条例が施行されるわけです。

そうするとすぐそういう案件が上がってくる可能性があります。

そのとき恐らくこの問題をもう1回議論することになると思います。

ある自治体でこの問題をやはりこの景観審議会の考え方では納得いかないという答えを出しま

した。

それは確認申請が矛盾しても、審議会ではそれを調整する義務はありませんから、駄目なものは駄目と言います。

そうすると事務局はもう動けなくなってしまいます。

案件が審議会に上がってこなくなってしまう形になってしまいます。

それで2年間も景観審議会がストップしてしまったというケースがあります。

山形も同じことになりやしないかという心配があります。

いま、この景観法が出て間もなくのことですから、しばらくの間はそういう問題が続くかもしれないと思います。

そういうことなので皆さん意識していただいて、ある意味では覚悟しておいてもらわないといけないと思います。

(志村委員)

4つほどありますが、「基本方針(案)」の景観の形成に関する目標というところに5つほど載っていますが、目標の1から4までは「どんな景観に」ということが述べられているのですが、目標5のところだけが手法が述べられているのかなと思いますので、もしこの地域づくり・まちづくりということを言葉として残すのであれば、より地域に親しまれるような景観づくりとかという言葉で、どんな景観という目標に言葉を添えたのと思いました。

それと目標の4のところですが、「意味付けがなされる」と書いてある、その意味付けの内容がわかりません。

恐らく記号論のいう、たとえば「記号と意味」というところの意味のことだと思いますが、何が意味付けされるということが、何か言葉がないと何の意味付けなのか分かりません。

今の関係で、「基本方針(案)」基本方針1の(2)の関係のデザインを意識するということがあり、これはよく堀委員が関係性のデザインとかのお話をされていると思いますが、景観構成要素との関係にも配慮し一体の眺めとして景観をつくるという表現になっていますが、この意味の関係性のことでしょうか。

意味の関係ということであれば、この書き方だと意味が分からないと思います。

一体の眺め以外にも、場とか連続性とかの眺めがあるわけです。

そういう場の一体感のある景観を創出しようという意味で述べたいのだと思いますが、これだと周りを見て関係だけとらえられる、というような表現に受け取られる気がします。

それと「基本方針(案)」方針3のところ「原風景」の表現があって、資料の大きなパラグラフのところに出てくる「原風景の保全」というのは、地域の共有するような原風景のイメージで書かれていると思いますが、下線の入っている「原風景の将来を担う子供の自己形成において」というところの表現は、個々の人間の受ける原風景を意図しているのだと思います。

上に書かれている原風景と、下に書かれている原風景は、私の中では繋がっていないので、原風景がなぜ大切なのかというところの説明をもし個々の原風景のほう、つまり下線部分のところを重視したいのであれば、もっと前段のほうではどうでしょうか。たとえば大人になったときの審美眼を養うとか、そういう風景に対する価値観を形成するようなことも原風景になると思うので、そういうことを述べてから原風景を守るということに入っていけないと意味が分からないと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

委員御指摘のような形で検討させていただいて修正したいと思います。

(中村会長)

目標の5に関しては確かにこれだと手法だというのはおかしいので、まちづくりと一体になった計画だといいと思います。

また目標の4に関しては、私も同意見です。
内容のやっぱりイメージがわからないといけないと思います。
もう少し言いたいことをすっきり書いたほうが分かりやすいです。

(事務局)

もう少し検討いたします。

意味付けや関係付けは、よく使う言葉ですが、この中で何を意味しているのかももう少し整理していきたいと思います。

(中村会長)

過去の歴史に関係あるような意味であれば、歴史的云々と書けばそれで終わる可能性もあります。

現在だって意味付けは進行しているという議論をすると、これはまた話が複雑になってきます。

例えばイベントとかそういうふうなものをやりながら、空間に意味を付けていくというやり方もあるわけです。

そういうことを考えているなら、そういうふうには書かないといけません。歴史だけではないと思います。

難しいところですね。

(事務局)

いずれにしても、これは一般の方に見ていただいて分かっていただければ、混乱が生じると非常に困りますので、その意味ではもう少し分かりやすいようにしたいと思います。

(中村会長)

表現を工夫していただければと思います。

宮原さん、この間盆地の景観のことをおっしゃっていましたが、それは今回の資料の表現でよろしいですか。

(宮原委員)

盆地については記載がいろいろ入って、図にも落とされてきたのでよかったのですが、「基本方針(案)」の「県土の景観特性の地形と地勢」のところでは、まだ少し盆地地形について書かれていなかったため、入れていただければありがたいと思いました。

それから、この方針案の中にいろいろな景観例としての写真が載せられていますが、一般の方がこれをご覧になったときには、この写真に出てくる風景は山形県にとって大切な景観の一部であるというふうな理解のされ方をすると思うので、やはりここに載せる写真については、いろいろ吟味していただきたいということです。

それから前もメールで意見を申し上げたのですが、農水省やほかの省庁でも、たとえば日本の美しい景観ということで、山形県内でもいくつかいろんな地域を指定されております。ですから、そういうほかの省庁が良好な景観として指定されているものも少しチェックをしながら、こういった方針の中の写真を丁寧に選んでいくということが一般の方たちに伝わる方針になるのではないかと思います。

(事務局)

委員御指摘の通り、盆地景観は非常に大事な要素なので、これはぜひ書き込みたいと思います。

それから写真ですが、今は市町村からの代表的なものを提供していただいたりして載せてはいますが、農水省などの写真を加えまして再整理して出したいと思います。

(中村会長)

この方針というのは、何かパンフレットにして県民に広く配布するのですか。

どういう形でこれを利用するのでしょうか。

(事務局)

現在ホームページに載せて公表することを考えていますが、パンフレットという形だと、これ

だけ大量の内容をまとめることができないので、工夫させていただいて、なるべくこれを公表して広く知ってもらおうようにしたいと思います。

(中村会長)

景観に関心がない人にまで読んでもらおうと考えるとすると、これ全部読んでくれというのは重いのではないのでしょうか。

(事務局)

ダイジェスト版とかそういった形で考えたいと思います。

(沼田委員)

「基本方針(案)」の施設整備において留意すべき事項(参考例)の「(5)林地景観の保全・林地景観との調和」に載せている写真は立派できれいなのですが、これだと写真が小さすぎてどこにバンガローがあるのか分からないので、何かどんなバンガローを建てたらいいのか分かるようにもうちょっとバンガローが見えたほうがいいような気がします。

(事務局)

この写真ではちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

真ん中あたりに写っています。

(沼田委員)

そうですか。

左端の白っぽいのがバンガローかなと思い、だったらどんなふうなバンガローを作りましょうというふうに分かったほうが、バンガローが見える写真がいいなと思いました。

あまりにも風景のなかにうまく溶け込みすぎているかなという感じがしました。

(石川委員)

話が戻るようですが、先ほどの条例と確認との関係の話に戻ります。

この事案が審議会にかかってくるときに、審査部会にもかかってくるのだらうというふうに思っていますけれども、審査部会というのは重責であり、ずしりと重い役割に耐えられるかなというふうな感じがしております。

景観形成基準の眺望景観の保全等がフィルターの役目になってきて、それを踏まえて審査部会で審査して、確認の作業をリンクさせていくという作業が入ってくるというイメージでしたのですけれども、そうなりますと、そのフィルターの機能と審査部会の役割分担の部分はいまひとつその見えないというか、一般県民や、建築確認が必要な人たちにとっても、そのところが見えないと、どこにどういうふうなアプローチしたらいいのかよく分からないのではないかという気がして、フローみたいなのを作ってもらえないのかと思います。

この辺はいかがなものでしょうか。

(事務局)

県民の視点に立てば、これの届出をする人たちが一体どんな審査をされるのかということが、非常に疑心暗鬼になる可能性もございますので、条例施行まで2カ月余りの非常に短い期間ですけれど、こういったフローも含めて分かりやすい形にまとめていきたいと考えております。

実際事例として、眺望面を超えたら一応勧告の対象にはなりますが、それはすべて勧告になるという形にはなりません。

たとえば移動でほんのわずかしかが見え隠れしないとか、鉄塔だと影響を与えない部分もありますので、そこら辺は最初のうちは審査部会のほうである程度数をこなしていくとパターンができるというように思っております。

そういう意味では、動きながらよりいいものにしていきたいという視点で頑張りたいと思います。

(中村会長)

伊藤委員、全体を通じて何かございますか。

(伊藤委員)

先ほどの確認申請とこの条例との関係について、法令、法機関の効力など私の仕事の分野なのかと思いますので次回まで私なりに調べてきたいと思います。

(中村会長)

ちょっと検討してもらえないでしょうか。

(伊藤委員)

はい。

(中村会長)

素人では法体系が違うとかほとんど分かりません。

片方がいいと言って、片方がノーと言っても、それだから法体系に間違いがあるとも言えないと思います。主旨が違いますからね。

(伊藤委員)

そうなのです。

だから、私も調べてきますが、だいたいいろんなことを考えないとならないので、要するに規制する対象目的が一緒であれば、それは法律だと一定区分の基準を、たとえば条例に委ねるというようなことであれば、それは上乘せとか、はみ出しの部分になり、その分は一応ここを優先するということになり、目的が重なるものであれば分かるのですが。

そもそも確認申請と景観は、そういう意味ではまったく違う観点からのアプローチの方法です。従ってこの2つの効力関係は一致しないだろうと思います。

ただ、目線が違って結果的に、先ほどもちょっと話がありましたが、この条例の効力がこういう観点のアプローチをしていって、違反する場合はもう建築させませんよというところまでの効力を持っているなら、それは結果的にそのほうが事実上優先するということがあるのですが、やはりこういった景観のような条例というのは、そのどこまで審査、要件を絞り込めるかということとの関係で、その制裁というか、違反した場合にそれほど強いものが望めません。

そうなってくると矛盾する事態というのはたぶん発生するだろうと思うのです。

もちろんそれは申請する側がこういった景観の条例があることも、それは違反したとしてそれほど建てることできないという罰則がないということを知っていながら、そういうことは尊重しなければならないのだということで、確認申請の中に盛り込んで、それはやってくれば一番いいことですし、ないしは行政側が逆の立場で、景観の条例の罰則としては建てられないというわけではありません。

確認申請のほうは通るということになります。

景観条例では氏名公表云々ということで建てられないわけではありません。

そこはあなたちゃんと理解してもらわなければ困りますよと誘導していく、ないしはある行政団体としてみれば、その景観の重要性というのは、うちの行政団体では非常に重視しているということになります。

従って少なくともそこを配慮してくれない限りは、行政側で申請もちょっとストップだということまで腹をくくれるかどうか、みたいなところです。

屁理屈の部分と実際どういうふうになるのかという部分を、その実例も踏まえて考えてみたいと思います。

(中村会長)

はい。

よろしく願いいたします。

だいたい時間が近づいてきましたが、先ほどの事務局からお話を聞いたところでは、この景観計画・基本方針は、7月1日施行ということなのです。

今後のスケジュールについて事務局から説明していただけますか。

(事務局)

それでは今後のスケジュールということで、資料1のスケジュール表を御覧いただきたいのですが、今日はさまざまな御意見を頂戴しましたので、それを持ち帰って検討しまして、修正をした後になりますが、「基本方針(案)」と「景観計画(案)」についての審議会は今日で最後になります。修正のあと審議会としての答申をいただきまして、法律に基づいて告示、その後縦覧ということになります。

これはできるだけ早く修正作業を行いまして実施したいと思います。

同じく基本方針についても、基本方針は法律で告示しなさいとか縦覧しなさいというのはないのですけれども、審議会の答申をいただいた後にホームページ等いろんな手段を使ってお知らせをしていくということになります。

次回の景観審議会ですが、7月の施行前にもう1つ条例に基づいて公共事業の景観形成基準といたしまして、県が公共事業を実施する際の基準を審議していただくことになっております。これは5月の下旬をめどに開催したいというふうに考えております。

また、7月以降になりますが、実際条例が動き出した後には、届出等が動き出しますので、届出に関する審査ですとか、景観を重点的につくっていかうとする景観形成重点地域の指定ですとか、眺望景観資産の指定とか、景観回廊の指定、その他景観重要公共施設の指定等に向けて、この審議会で議論をしていただくという場面が発生いたします。

(中村会長)

5月下旬に第4回審議会というのは、今日審議したこととは別で、公共事業景観形成の基準案の審議ですね。これはこれで結構です。

景観計画のほうは景観法に基づく計画ですね。だから非常に公式なものですから、その7月1日に発効しようとしたときに、この予定表だと4月の中旬ぐらいから告示・縦覧となっていますね。

今日いろいろ宿題が出たのですが、これは今すぐできますか。

(事務局)

スケジュールを後ろのほうにずらします。

(中村会長)

ずらします、ということは7月1日もずれることになりますか。

(事務局)

極端なことを言いますと、6月30日でもいいのですけれども、それでは県民の皆様にはちょっと周知する時間がありませんので6月末とは言いませんが、できるだけ早く準備したいと思います。

(中村会長)

縦覧を後ろにずらしてですね。

この場合は発効もずれると考えているのですか。

(事務局)

発効日については、ずらしません。

(中村会長)

ずらせない理由があるのでしょうか

(事務局)

景観条例の施行が、7月1日というふうになっていますので、それに合わせて発効させないと実質的に出ができません。

(中村会長)

条例の施行は7月1日というのは決まっているので、景観計画のほうもそれに合わせないといけないわけですね。

(事務局)

そういう形で考えています。

今日のお話を大至急整理させてもらって、事務局の立場から委員の方をお願いするのもあれですけれども、もし会長のほうに一任させていただければ、できるだけ早く修正案を見ていただいて、委員の方には説明させていただきたいと思います

(中村会長)

最終的にはもちろん私が確認いたします。

(事務局)

今日いただいた御意見をもう一度整理させていただいて早急に対応策を練って、御意見いただいた委員の御了解の上、会長のほうにお出しするという形にしたいと思います。

その経過については各委員にお返ししたいと思います。

(中村会長)

今日の意見を受けてもう一回部会で審議していただければ一番安全だと思います。いろいろ重要な問題がありますので。

(事務局)

今日御意見をいただいた部分を修正して、一度御意見をいただいた委員にメール等で御相談して、それを修正したものを部会にかけまして、そこでオーソライズしていただいて最終的に会長のほうに確認していただくという手順をとりたいと思います。

(中村会長)

そういう予定にいたしますと、この告示・縦覧が少し遅れるかと思います。

7月1日は動かせないということですから、かなりきつくなりますけれども、そういう方向で少し予定を詰めていただけませんか。

(事務局)

はい分かりました。

何とか連休前ぐらいまでに部会を開きたいと思います。

連休を過ぎるとまた時間が短くなりますので、何とか急ぎまして、連休前までに今のその手続きを終えるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(石川委員)

部会と審議会の位置付けの関係というのは、私の理解だと、部会というのはワーキンググループみたいな位置付けということで、全体のこういうケースは審議会という感じで受け止めていたのですが、そういう理解ではないのでしょうか。

(事務局)

委員の今のお話だと、もう1回審議会を開かないとだめということなのですが、今日実は御意見をいただいた中で若干の修正はありますが、基本的に景観計画の基本の部分は、それほど異論がなかったというように事務局としては思っておりまして、もしそういう部分であれば先ほど言ったように、御意見をいただいた委員が一番趣旨をお分かりですので、私どもの修正について、また御意見をいただけるということが第1段階で、それはあくまでも個人の委員とのやりとりですので、ぜひ地元の委員を中心とした審査部会のほうからも再度その変更点を確認していただくという形で、後はその部分を踏まえて会長の御一任ということにさせていただければと思います。そんな形で大変御足労をかけますが、よろしくお願ひしたいということでございます。

(中村会長)

本来部会というのは具体的な案件が上がってきたときに、それを審議して、その結果を審議会に報告してくという、そういう機能だったと思います。

しかし、この計画とか方針とかという、それ自身、大事な審議ですので、この本審議会だけではちょっととても時間的に審議しきれないということで、私から部会のほうに、方針と計画の審

議までお願いするということをお願いいたしました。

そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

何かその他に関してございますか。

それではちょうど与えられた時間でございますが、特に何かご発言ありますか。

(日原委員)

街道筋の景観がちっとも今回出てきていないのですけれども、そういう街道筋の集落景観も何かどこかに入れてほしいと思います。

農村と田園景観というのは何かイコールのようにとらえていらっしゃるのですけれども、分けて捉えていただきたいのです。

特に司馬遼太郎は羽州街道をととても褒めていますので、そういったことからぜひ入れていただきたいと思います。

(事務局)

分かりました。

それも再度検討したいと思います。

(中村会長)

よろしいですか。

それではどうもありがとうございました。

(事務局)

熱心な御審議、ありがとうございました。これをもちまして第3回景観審議会を終了いたします。

平成20年4月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員